

過疎地の給油取扱所において、移動タンク貯蔵所と可搬式等の給油設備を接続して給油する場合の技術的な要件に関する事項

過疎地の給油取扱所において、移動タンク貯蔵所と可搬式等の給油設備を接続して給油する場合には、下記の要件を講じることとする。なお、本要件について、同等以上の安全性が確認できる場合はこの限りではない。

## 記

### 1 移動タンク貯蔵所と可搬式等の給油設備を接続して給油する場合の安全対策

#### (1) 危険物の給油場所

危険物を取り扱う場所は屋外とすること。また、給油場所の位置は、危険物の規制に関する政令第9条第1項第1号の規定の例により、周囲の建築物等から距離を保つものとする。

#### (2) 保有空地の確保

給油場所の周囲に、3 m以上の幅の保有空地を確保すること。保有空地の周囲には、柵、ロープ等を立てて空地の状態を確保すること。

#### (3) 流出防止対策

危険物が流出した場合の応急資機材として、吸着マット等を用意すること。

#### (4) 火気の使用の制限

給油場所及び保有空地における火気使用を禁止すること。

#### (5) 電気火災対策

給油設備及び移動タンク貯蔵所に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。この場合において、接地導線については保有空地外に設置し、給油設備の電源は保有空地外の専用電源を用いる。危険物を取り扱う作業者は、静電安全作業服及び静電安全靴を着用すること。

#### (6) 消火設備の設置

第五種消火設備（10型粉末消火器）を3本以上設置すること。

#### (7) 取扱い場所の管理

作業に関係がない者の出入りを適切に管理すること。特に、給油場所への不特定の者の立入を厳に禁ずること。

#### (8) 危険物取扱者による取扱い

危険物の取扱いは、危険物取扱者免状の保有者が行うこと。

#### (9) 二次災害の発生防止

危険物の流出、車両による事故、危険物の取扱い作業中において地震が発生した場合や、避難勧告が発令された場合等の対応について、予め予防規程を定め、作業員への教

育訓練を行うこと。

(10) 安全対策を講ずる上で必要な資機材等の準備

給油設備のほか、漏えい防止シート、消火器、吸着マット等の必要な資機材を予め確保し、倉庫等の安全な場所で保管すること。

- (11) 給油設備及びその架台は、地震動、風圧等に対して十分な安全性を有するものとし、架台には車両の衝突を防止するためのポール等を設けること。また、移動タンク貯蔵所の駐車場所、給油設備の設置場所などは、火災予防上支障がないように予め配置を決めておき、その配置を守ること。移動タンク貯蔵所の駐車場所周囲には、車両の走行に支障がないように、移動タンク貯蔵所に対する車両衝突防止等を設け、車両や関係者以外の者が近寄らないようにすること。

2 取扱い形態に応じた対策

移動タンク貯蔵所と可搬式等の給油設備を接続して給油する場合は、以下の事項に応じた対策を行うこと。

- (1) 原則として、移動タンク貯蔵所1台につき、貯蔵する危険物はガソリン、灯油又は軽油のいずれか一油種とすること。それぞれの可搬式給油設備は油種別毎に専用のものとする。また、危険物の取扱い作業後において、移動タンク貯蔵所の注入ホース及び給油設備内の危険物を携行缶等に排出する際の吸気に供するため、移動貯蔵タンクのタンク室の1つは空室にしておくこと。
- (2) 設備の接続継手は、注入ホースと緊結することができ、かつ、危険物が漏れないものとする。使用後に撤収する際など、ホース等の脱着時に危険物が漏洩する危険性があるため、注入ホース及び給油設備等に危険物の残存がないよう、適切な手順で危険物を回収すること。注入ホース等に残存した危険物を抜き取るための車両又は携行缶を用意しておくこと。
- (3) 危険物の取扱い作業の前後に点検を行い、その結果を記録し、保管する。なお、危険物の取扱い作業前の点検の際には、(1)に掲げる移動貯蔵タンクにおける危険物積載状況についても確認を行うこと。
- (4) 給油業務を行う時間帯は、危険物の取扱い作業の有無を問わず、作業員が常駐し監視を行うこと。移動タンク貯蔵所が敷地内に駐車している間は、作業員が常駐し監視を行うこと。
- (5) 夜間等、給油業務が終了した後は、移動タンク貯蔵所を常置場所等に移動させること。